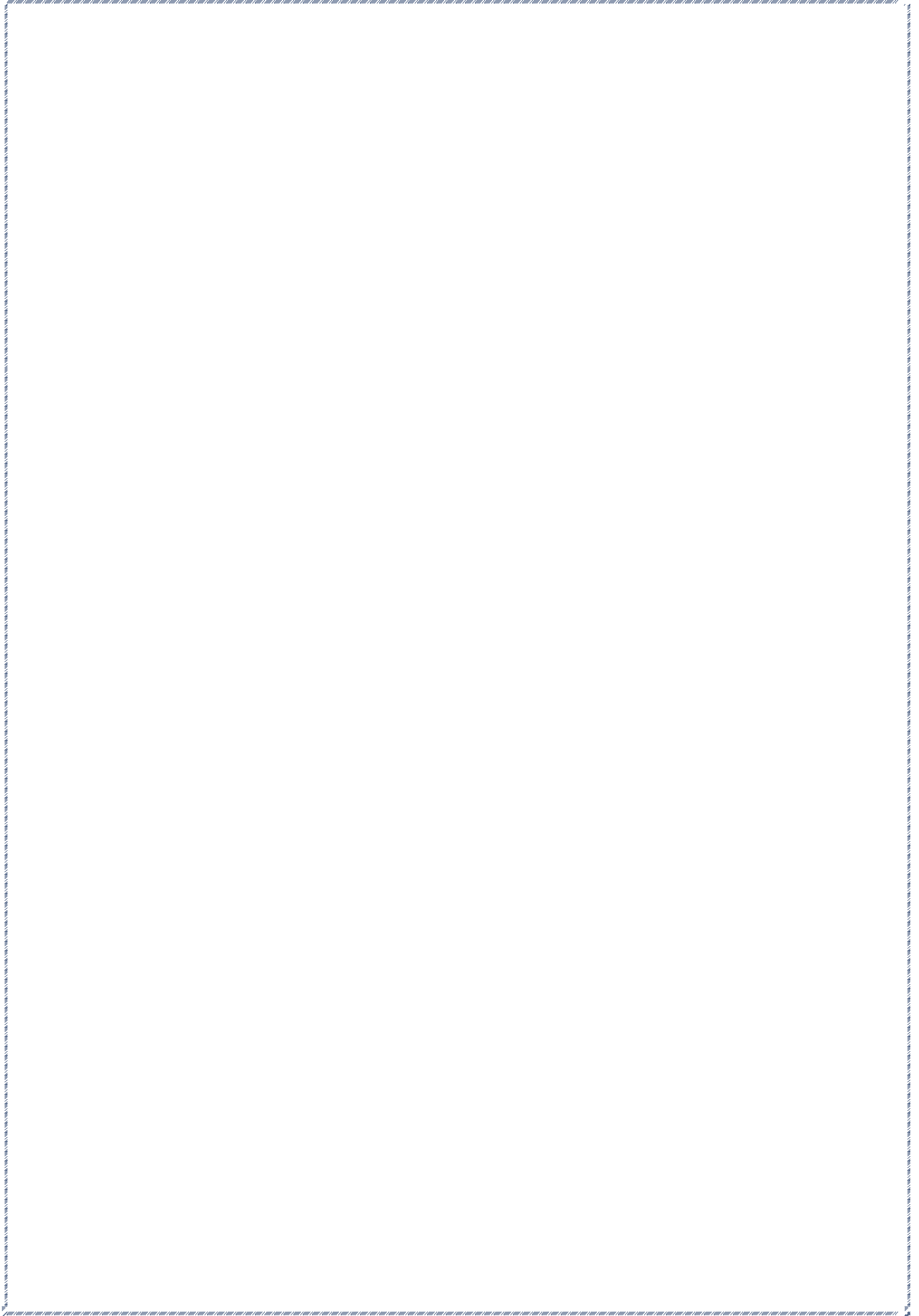


守山市自転車活用推進計画



令和3年（2021年）3月

守山市



目 次

1. 総論	
(1) 策定の経緯.....	1
(2) 目的および位置づけ.....	2
(3) 計画の関係性.....	3
(4) 計画の区域.....	3
(5) 計画期間.....	3
(6) 自転車を取り巻く現状および課題	
① 健康増進・環境保全.....	3
② 安全・安心.....	4
③ 道路・交通整備.....	5
④ 観光・地域経済の振興.....	6
2. 自転車活用推進に向け実施すべき施策	
(1) 目指す姿.....	7
(2) 自転車利用に関するヒアリングやアンケート結果.....	8
基本方針1 自転車ライフに繋がるきっかけづくり.....	9
基本方針2 自転車ライフを守る環境づくり.....	11
基本方針3 自転車ライフを支える空間づくり.....	13
基本方針4 自転車ライフを楽しむ情報づくり.....	15
(3) 本計画の関連指標.....	18
3. 目標を実現するための具体的な取組.....	19
4. 計画の推進について	
(1) 施策推進の考え方.....	22
(2) 調査・研究、広報活動等.....	22
(3) 財政上の取組.....	22
5. 参考資料.....	23



1. 総論

(1) 策定の経緯

近年、CO₂ 排出量増加による気候変動等をきっかけに、低炭素社会や自然共生社会、循環型社会といった環境負荷を軽減する持続可能な社会づくりが推奨される中、移動手段の一つとして自転車が再認識され、日常利用のみならず、健康維持や観光、災害時における移動手段としても、その利用が期待されています。また、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」において、3密を避ける手段として公共交通機関と自転車や徒歩との併用も推奨されています。

国では平成 28 年（2016 年）7 月に国土交通省・警察庁の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 24 年（2012 年）11 月策定）を一部改定され、自転車ルートネットワークづくりに向けた段階的な計画策定方法の導入や自転車道による整備が当面困難な場合には、車道通行を基本とした暫定的な整備を積極的に活用することが示されました。更に、平成 29 年（2017 年）5 月の自転車活用推進法施行に伴い、自転車活用推進本部が国土交通省に設置され、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成 30 年（2018 年）6 月に自転車活用推進計画が策定されました。

滋賀県では「バイコロジー¹推進基本構想」を制定され、昭和 55 年度（1980 年度）から第 1 次、昭和 60 年度（1985 年度）から第 2 次と 2 回にわたって市町村における自転車道の基盤整備が行われました。さらに平成 3 年度（1991 年度）以降、自転車道整備 5 カ年計画を基に「バイコロジー自転車道路整備事業」を推進し、本市においても、平成 6 年度（1994 年度）に石田川の堤防部をカラー舗装化し、自転車歩行者専用道路が整備されました。また、平成 13 年（2001 年）には、本市の湖岸部を含む琵琶湖一周約 193 km のコースを「ぐるっとびわ湖サイクルライン」として選定し、案内看板や距離標の設置、サイクリングマップの作成・発行が行われ、この頃からインターネット上で、自転車またはバイク（自動二輪）で琵琶湖一周することを「ビワイチ」と表現する記述が見られています。

その後、県では平成 24 年（2012 年）3 月に、日常利用や観光利用において自転車利用の選択肢を増やす「自転車がかえる湖国の暮らし+cycle（プラスサイクル）推進プラン」が策定され、これを推進するための官民連携のプラットフォームとして同年 8 月に「滋賀プラス・サイクル推進協議会」が設立されました。また、平成 28 年（2016 年）2 月に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車の安全で適正な利用の促進や自転車道路環境の整備、自転車を利用した観光推進等の取組が進められています。さらに平成 30 年（2018 年）3 月に「ビワイチ推進総合ビジョン」が策定され、「ビワイチ」に加えて、そこから派生して琵琶湖岸以外の地域を周遊する「ビワイチ・プラス」について、安全・安心に周遊できる環境整備や地域の魅力づくり、県民自らサイク

¹ 1971 年にアメリカ合衆国で提唱された bike（バイク＝自転車）と ecology（エコロジー）を合成した造語で、排出ガスのでない自転車を利用することで大気汚染等の公害を防ごうという社会運動である。

リングを楽しむ未来を創りあげるために共有する取組の方向性が示されました。そして、自転車活用推進法施行に伴い、令和元年（2019年）12月に「滋賀県自転車活用推進計画～ビワイチからひろげる自転車文化～」が策定されました。

本市は、土地が平坦で坂道等が少なく自転車走行に適した地形であり、これまで自転車利用環境の整備や自転車の利用促進、安全確保に向けた施策を展開しています。平成22年（2010年）10月に「守山市自転車道路網計画」を策定し、公共施設や商業施設等の日常利用ルートと観光やレクリエーション施設を結ぶ観光・レクリエーションルートを設定した自転車道路網（ネットワークの形成）と、歩行者と自転車に配慮した道路幅員に応じた適切な自転車走行空間の配置方針を定め、この計画に基づき平成29年度（2017年度）には市道古高川田線の自転車歩行者道の設置を完了しました。

また、「ビワイチ」をはじめとする自転車による観光・地域振興のための情報発信や市民に対する自転車利用の普及促進等の施策を行ってきたほか、平成28年（2016年）6月には「より多くの方が、より快適に自転車に乗る」ことで、健康で環境にやさしいまちを創造することを協議会のミッションとした官民連携による「びわ湖守山・自転車新文化推進協議会」が設立されました。さらに、平成24年（2012年）10月に守山警察署との間で締結した「安全で安心なまちづくりネットワークに関する協定」に基づき、平成29年（2017年）5月に「守山市サイクルポリス」を発足させ、県内で初めて警察によるスポーツ自転車を活用したパトロールが実施され、地域の安全・安心に結び付いています。

令和元年（2019年）11月には、本市の第2なぎさ公園に設置された琵琶湖サイクリストの聖地碑を通る「ビワイチ」が国のナショナルサイクルルートに指定され、今後も日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして国内外にPRを行い、サイクルツーリズムを強力に推進していくものとして一層注目されています。

これまでの取組を踏まえた上、自転車活用推進法に基づき、本市における自転車の活用を総合的・計画的に推進していくことが重要です。



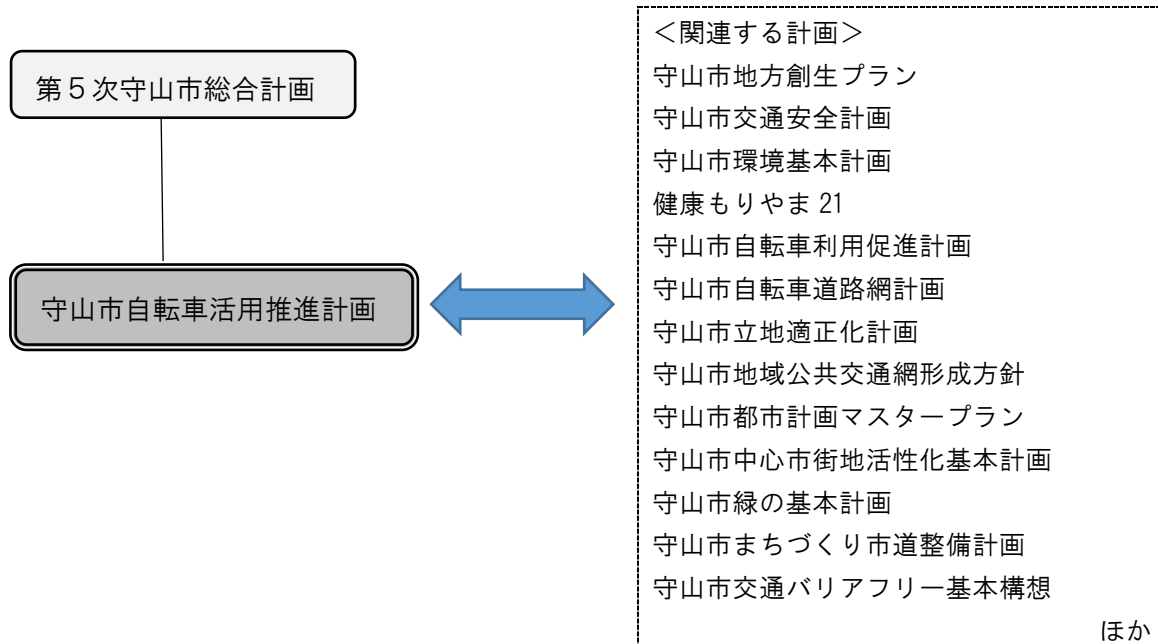
ナショナルサイクルルートのロゴマーク

(2) 目的および位置づけ

本計画は、国や県が定めた「自転車活用推進計画」を踏まえる中、本市の幅広い自転車関連施策を一体的に進め、「健康・環境」、「安全・安心」、「道路・交通整備」、「観光・地域経済の振興」、さらには、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実現を目的に、自転車の活用を総合的・計画的に推進していくため、策定するものです。

なお、本市における自転車活用推進計画は、自転車活用推進法の趣旨に基づき、国・県計画とも整合を図る中、これまでの本市独自の取組みを包括し、今後の本市の自転車推進施策等、自転車活用の基本となる計画として位置付けます。

(3) 計画の関係性



(4) 計画の区域

本計画の計画区域は、守山市全域とします。

(5) 計画期間

計画推進期間は長期的な展望を視野に入れ、令和7年度（2025年度）までとし、国・県の動きや社会環境の変化等を踏まえながら、適宜、必要な見直しを行うこととします。

(6) 自転車を取り巻く現状および課題

① 健康増進・環境保全

本市における一人あたりの総医療費は、平成28年度（2016年度）は25,871円ですが、医療費の伸び率は、県・同規模²の市（人口：50,000人～99,999人規模）・国と比べ高い状況となっています。

また、平成27年（2015年）における、男性の平均寿命は82.44歳、健康寿命は80.61歳で全国や県よりも長くなっていますが、一方で女性の平均寿命は87.36歳、健康寿命は83.76歳で、全国の平均寿命よりも長くなっていますが、全国健康寿命や県の平均寿命・健康寿命よりも短くなっています³。

自転車は、適正な運動強度を維持しやすく脂肪燃焼等に効果的であり、生活習慣病の

² 人口や被保険者数を元に保険者規模を分類した区分

³ 第2次健康もりやま21 中間評価

予防が期待できるほか、年齢を重ねた時に歩ける身体づくりに資することで健康を維持でき、医療費の削減も期待されます。そうした中「第2次健康もりやま 21」の取組項目である、歩行者や自転車がともに安全に、また、子どもや高齢者が安心して移動できるように、自転車利用の環境づくりを進めることが課題です。

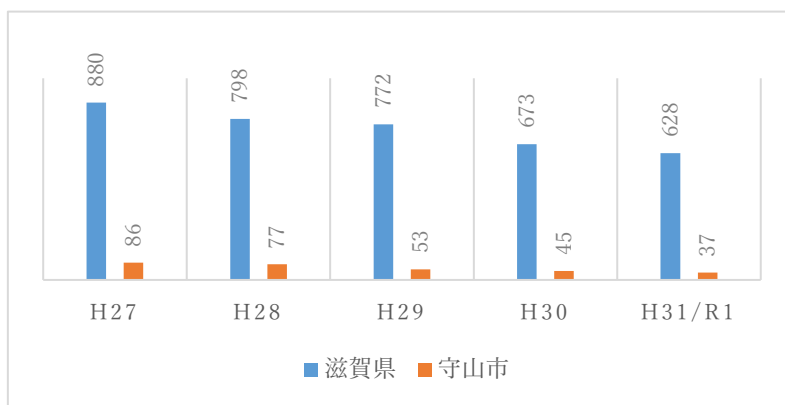
また、地球温暖化の問題について、年平均気温は上昇傾向にあり、2019年の日本の年平均気温は、1898年の統計開始以降で最も高い値となり、年平均気温偏差は+0.92℃となりました⁴。日本で高温となる年が頻出している要因として、世界の他の地域と同様に、二酸化炭素の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化及び数年～数十年程度で繰り返される自然変動の影響が考えられます。自転車は利用に際して、二酸化炭素を排出しない環境負荷の低い乗り物であるため、自転車通勤の促進や買い物を目的とした自転車利用等、短い距離での自動車利用から自転車利用への転換が、地球温暖化対策や渋滞対策としても有益となります。

② 安全・安心

「守山市自転車道路網計画」に基づき、道路幅員に応じた適切な自転車走行空間の配置等を進めています。また、「安全で安心なまちづくりネットワークに関する協定」に基づき、警察と市が連携し、市民等が防犯や交通事故に遭うことなく安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的に、スポーツ自転車を活用して「守山市サイクルポリス」のパトロールが行われています。

一方で自転車に関係する交通事故発生件数は、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）の5年間で県全体では880件から628件へ減少し、市内では86件から37件へ大きく減少（表1-1）しているものの、10代の傷者数（表1-2）と60代以上の死者数（表1-3）が多い傾向が続いており、自転車の安全利用に関するルールの周知や自転車安全教育の推進等が課題となっています。

表1-1 自転車事故件数（単位：件）



⁴ 「気候変動監視レポート2019」（気象庁）

表 1-2 自転車運転中の傷者数

(単位：人)

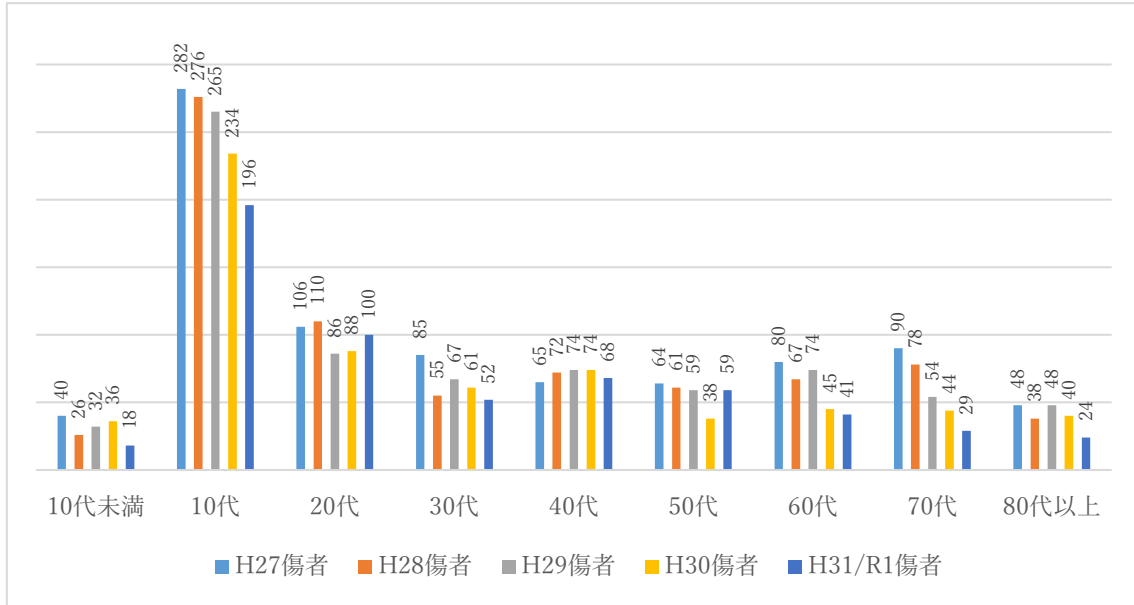
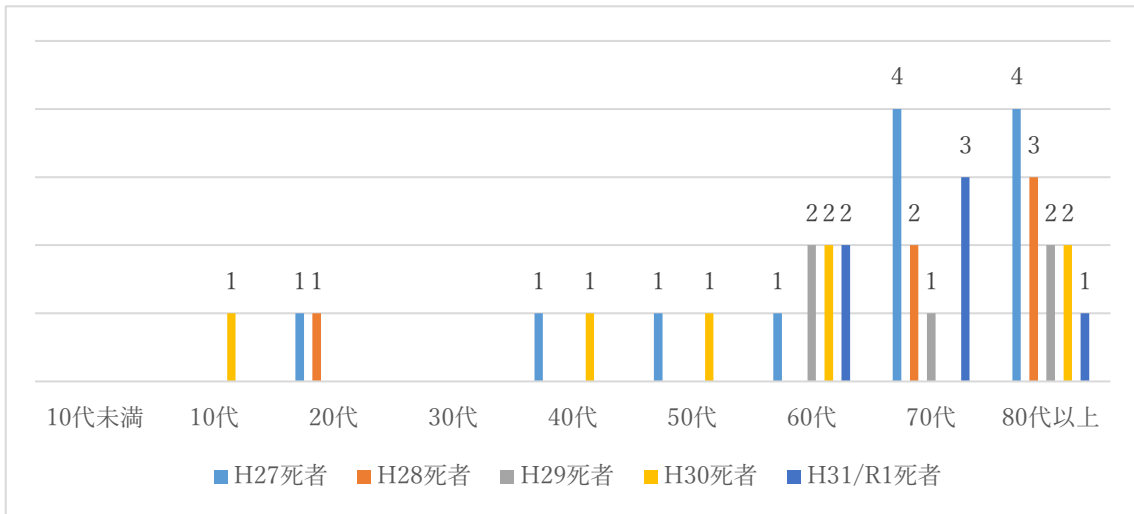


表 1-3 自転車運転中の死者数

(単位：人)



③ 道路・交通整備

滋賀県内は、一世帯当たりの自転車保有台数で全国一位（2018年）であり、身近な移動手段として定着していることが伺えます（表1-4）。

本市では「守山市自転車道路網計画」に基づき、自転車ナビマーク等のサインの設置等を進め、自転車走行空間の確保のみならず、BTS（Bicycle Transit Station）による公共交通との連携強化等も踏まえながら、安全で快適に自転車を利用できる環境の形成を計画的・継続的に創出することが必要です。

表 1-4 2018 年一世帯あたり自転車保有台数上位 5 府県⁵

順位	府県名	1 世帯あたり保有台数 (台)
1	滋賀県	1.595
2	大阪府	1.508
3	埼玉県	1.503
4	山形県	1.487
5	群馬県	1.413

④ 観光・地域経済の振興

本市では、ピワイチをはじめとする自転車による観光・地域振興のための情報発信を行い、ピワイチ体験者数は令和元年度（2019 年度）には 109,000 人となりました（表 1-5）。加えて、同年 11 月には守山市の湖岸部分を含むピワイチルートが、国のナショナルサイクルルートに選ばれ、本市としては「START&GOAL MORIYAMA」としての認知度を更に高め、国内外のサイクリストの受入れができる環境づくりが観光振興の上で有効となります。

また、市内を巡るファミリー編、大人女子編、スポーツサイクル編、シニア編の 4 種類の自転車マップを守山商工会議所が作成され、自転車で市内のお店や観光地を巡ることができます。更なる自転車の利用拡大に向け、対象層別のサイクリングルート・スポットの情報発信や、安心して自転車で走行できるルートが増やすことが求められています。

その他に「びわ湖守山・自転車新文化推進協議会」による、自転車を活用した催しの開催や自転車ガイド育成等の活動が行われています。今後も官民連携による自転車を活用した観光・地域経済の振興として、市内での周遊や消費を促す仕組みづくりが必要です。

表 1-5 ピワイチ体験者数（推計）⁶ (単位：人)



⁵ 一般財団法人自転車産業振興協会「自転車保有実態に関する調査報告書」

⁶ びわ湖岸での自転車走行台数測定結果報告書（平成 27 年度～令和元年度調査）

2. 自転車活用推進に向け実施すべき施策



(1) 目指す姿

自転車の利用場面は、通勤・通学、買物、業務での移動といった日常生活面と、観光における移動や健康維持、スポーツとしてのサイクリングといったレクリエーション・スポーツ面に大きく分けられます。

市民や市内事業者からの意見聴取においては、現在自転車に乗っている人と乗っていない人、日常生活の買い物や通勤等で乗っている人とレクリエーション・スポーツで乗っている人といった属性の違いにより、自転車に対する意識や課題が異なっていました。これらの結果は、画一的に自転車の活用を促進するのではなく、無理のない範囲で取り入れて活かすという視点が不可欠であることを示しています。

そこで、市民一人ひとりや市内事業者が個々の状況に応じて、自転車を生活や仕事、レクリエーション等に取り入れ活かす理念として「わたしのできる自転車ライフ」を掲げます。

市民・市内事業者が主体となり、一人ひとりが自転車でできることを選択し、自転車を活かしていくことを守山市自転車活用推進計画の基本理念とします。

基本理念

わたしのできる自転車ライフ

公共交通機関と自転車の利用の仕方を学びたい。

守山市は坂が少ないから自転車に乗るなら守山！というPRができるのではないかな？

まずは近場から自転車に乗ってみようと思います。

お店へのお買い物は自転車で行こう！

普段から使うわけではないけど自転車で行くほうが早いところは自転車を使っている。

自転車限定のイベントがあれば、家族で楽しめるなあ。

※令和元年度（2019年度）市民懇談会等の参加者から意見をいただきました。

この基本理念に加え、本市がこれまで進めて来た各種施策等から、次の4項目を、本市の自転車活用の推進についての基本方針とします。

【基本方針1：健康・環境】自転車ライフに繋がるきっかけづくり

【基本方針2：安全・安心】自転車ライフを守る環境づくり

【基本方針3：道路・交通整備】自転車ライフを支える空間づくり

【基本方針4：観光・地域経済の振興】自転車ライフを楽しむ情報づくり

(2) 自転車利用に関するヒアリングやアンケート結果

市民や市内事業者からヒアリングやアンケートを実施した結果を元に、自転車利用の意見・課題を整理すると、次のようにまとめられました。

<健康・環境>

- 健康増進に繋がる、自転車の活用方法を教えてほしい。
- 学生時代は自転車に乗るが、就職後は乗る機会が少ない。きっかけがない。
- 自転車利用は、地球温暖化防止等環境配慮に繋がる。
- 初めての車種（幼児同乗用自転車等）に試乗できる機会が欲しい。

<安全・安心>

- 子どもが安心して自転車を練習できる場所が欲しい。
- 定期的に、親子が自転車のルール・マナーを学べる機会があるとよい。
- 気軽に、自転車を修理、メンテナンスしてもらえる場所が少ない。
- サイクルポリスによるルール・マナーの啓発と取り締まりが必要。

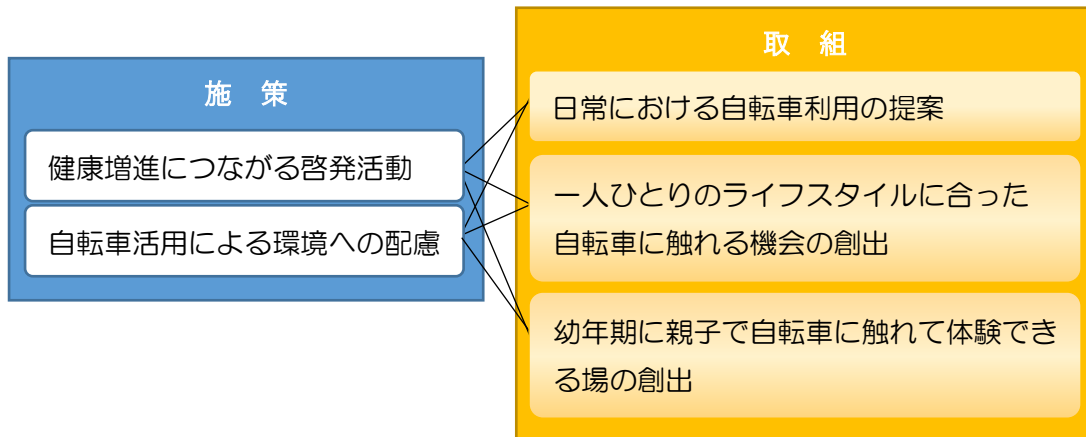
<道路・交通整備>

- 歩行者、車、自転車が、安心して走行できる道を整備してほしい。
- 公共施設の屋根付き駐輪場等、利用者に配慮した整備を期待する。
- 自転車と公共交通の役割分担、また、両者の一体利活用の手法検討が必要。
- バス、電車への自転車の持ち込みを認めてほしい。

<観光・地域経済の振興>

- 自転車で楽しめるルートや観光スポットの情報発信が不十分。
- 初心者向けの、守山市発着のツアーがあると参加しやすい。
- 「ピワイチ」は市外の人向けであり、市民にメリットがあるとは思えない。
- 湖岸から、内陸部へと人を誘導する、消費を促す仕組みづくりが必要。

基本方針 1 自転車ライフに繋がるきっかけづくり



取組① 日常における自転車利用の提案

自転車利用のきっかけとして、通勤・通学や買い物等の身近で日常的な利用に加え、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を取り入れた自転車利用も広がってきています。こうした自転車利用は、健康づくりや、CO₂排出量削減による環境負荷の軽減にも繋がることから、情報発信と合わせ、市民や事業所が、自転車を購入する際の支援策として、「自転車購入補助金制度」を実施します。

また、市内事業者、市役所等において、自転車通勤を推奨・推進する施策として、自動車通勤から自転車通勤転換時のインセンティブを検討します。

並行して、市内自転車関係団体等とも連携、自転車活用の意識向上・利用促進に関する啓発を行います。



民間企業への通勤時の自転車利用に関する説明会

取組② 一人ひとりのライフスタイルに合った自転車に触れる機会の創出

自転車は、シティサイクルやスポーツサイクルだけでなく、幼児同乗用自転車やシニア向け自転車、荷台やかご付き等荷物を載せることができる自転車、身障者も利用可能な自転車等、多種多様に存在します。

そのため、試乗会やレンタサイクル等、実際に自転車に触れる機会を広げることで、一人ひとりのライフスタイルに合った自転車を知るきっかけづくりを行います。



タンデム車



チャイルドトレーラー

取組③ 幼年期に親子で自転車に触れて体験できる場の創出

各種団体等とも連携する中、子どもが自転車を練習・体験する場に、共に親が参加できる機会を設定、普段自転車に乗らない親が改めて自転車目線の体験をすることで、親子と一緒に、安全に自転車を利用し楽しめる場をつくります。

また、自転車に乗り始めた子ども達を対象とした自転車講習会を開催し、参加修了証や記念品を授与するなどの取組みを検討、自転車に親しむきっかけづくりを行います。

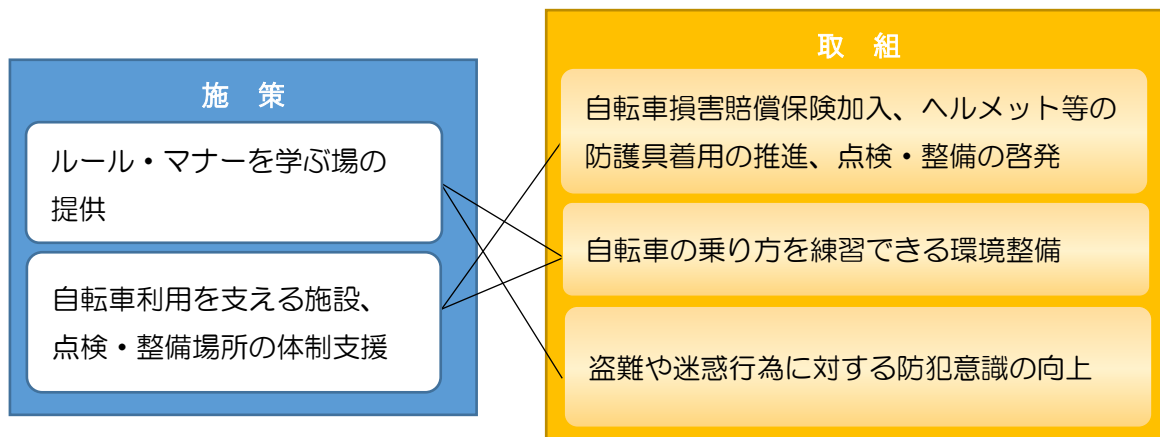


親子で自転車を楽しむ様子

重点項目

自転車購入補助金制度の実施
自転車通勤を広める取組み

基本方針 2 自転車ライフを守る環境づくり



取組① 自転車損害賠償保険加入、ヘルメット等の防護具着用の推進、点検・整備の啓発

自転車乗用中の事故で、頭部の損傷が致命傷となった場合は約6割であり⁷、県では「滋賀県自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」に基づき、ヘルメットの着用等、安全防護具を装備することを推進・啓発するとともに、平成28年（2016年）10月には自転車損害賠償保険の加入を義務付けとしました。

また、自転車は、ブレーキ等の各部が正常に動かなければ、止まることや曲がることができなくなり重大な事故を起こす可能性があることから、安全確保には、定期的なメンテナンスが必要です。

こうした状況から、市においても、自転車損害賠償保険への加入、ヘルメット等の防護具の着用、年1回の自転車安全整備士による点検整備や、TSマークの付帯促進を実施すること、さらには、気軽に自転車店等に相談できる仕組みづくりを推進します。



ヘルメットの例

⁷ 自転車乗用中死者の人身損傷主部位（平成27年～令和元年）（警察庁 HP）

取組② 自転車の乗り方を練習できる環境整備

子どもの年齢や習熟度により、それぞれの段階に応じて練習できる環境で、自転車の乗り方を習得できるプログラムを実施する等、正しい自転車の乗り方を学べる環境整備に努めます。

また、子どもの自転車安全教室に親や大人も一緒に参加することで、大人が、改めて、自転車利用のルールやマナーを学ぶ機会となる場を設定します。



小学生以下を対象とした自転車安全教室



自治会における自転車安全教室

取組③ 盗難や迷惑行為に対する防犯意識の向上

自転車の盗難防止に対する意識の向上を図るため、駐輪中の自転車への施錠啓発を行うとともに、迷惑駐輪や放置自転車等のマナー違反等の防止に努めます。

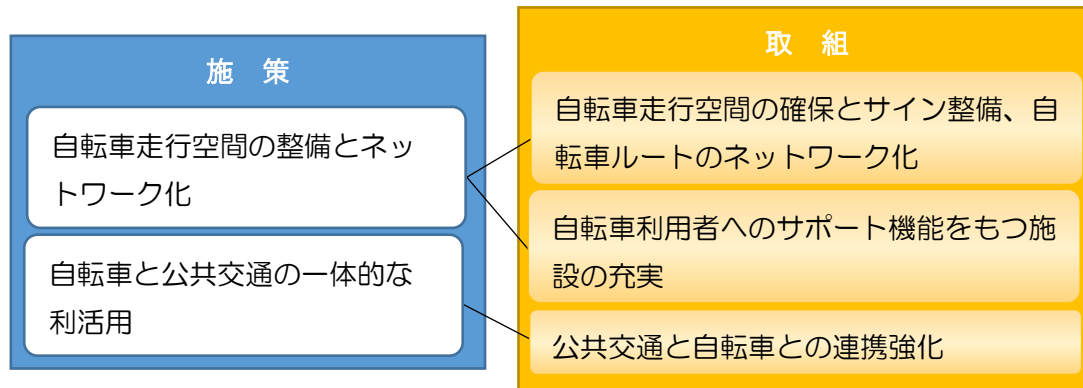


守山市サイクルポリスによるパトロール

重点項目

ルール・マナー教室の開催
自転車の点検・整備ができる環境づくり

基本方針3 自転車ライフを支える空間づくり



取組① 自転車走行空間の確保とサイン整備、自転車ルートのネットワーク化

自転車の活用推進を図る上で最も効果的な施策は自転車走行空間の確保であり、他交通や歩行者との空間分離が、自転車利用者の安全・安心な運転、移動の確保に繋がります。

空間分離の手法としては、新たな自転車道の整備のほか、車道上の自転車の走行場所・方向や、自転車で移動が容易なルートを分かりやすくサイン等で示すことが考えられますが、自転車ルートについては、それぞれを独立して存在させるのではなく、広域でのネットワーク化を進める中、それぞれの目的に合うルート設定が必要です。

特に、JR守山駅から琵琶湖岸へ繋がるルートについては、「守山市自転車道路網計画」、「守山市緑の基本計画」等に位置付けられたルートも含め、自転車で走行しやすい空間づくりを行います。



自転車コース路面標示の例



自転車コース標識の例

取組② 自転車利用者へのサポート機能をもつ施設の充実

民間・各種団体とも連携する中、自転車利用者へのサポート機能として、休憩場所の提供や駐輪場の整備、空気ポンプの常備、サイクルスタンドの設置、自転車ルートのご案内等、観光目的や日常で自転車を利用する人をサポートする施設の充実を目指します。



サイクルラック



屋根付き駐輪場

取組③ 公共交通と自転車との連携強化

本市は自家用車の保有率が高く、通勤や駅までの送迎等に利用されることで、特に駅周辺の交通渋滞が社会問題となっていることから、路線バス等公共交通と自転車利用との併用を推進しています。

こうした中、本市では、公共交通と自転車を結節させ、長距離移動に適した公共交通と短距離移動に用いる自転車の双方が有効活用できる施策として、「B T S整備」を行っており、今後もB T Sの増設など、双方の連携強化が図れるよう推進していきます。



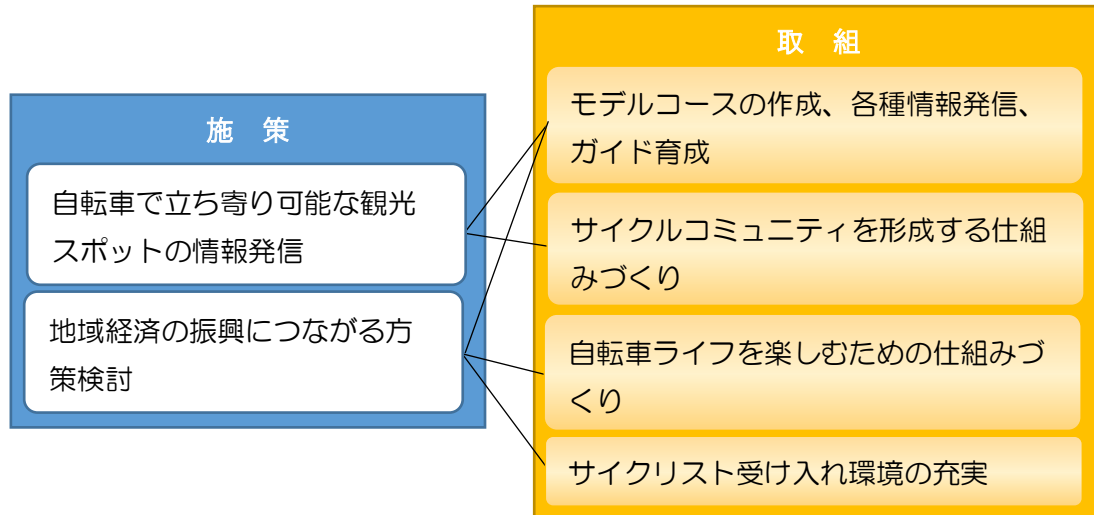
B T S（自転車からバスへ乗り継ぐための自転車駐輪場）

重点項目

安心して走行できる道路・ルートの整備

B T Sの新設・増設の検討

基本方針4 自転車ライフを楽しむ情報づくり



取組① モデルコースの作成、各種情報発信、ガイドの育成

県とも連携する中、初心者等の自転車走行のサポートが可能なガイドやツアーマネジメントができる人材を育成、多くの人々がサイクリングに取り組みやすい体制づくりを目指します。

合わせて、自然、文化、食等市内にある様々な地域の資源や人との関わりを通じ、地域の魅力に触れ、サイクリングと合わせ、「地域を楽しむ」ことを目指し、新たな市内観光スポットの発掘や、サイクリングルートを作成し、定期的に情報発信を行います。

また、令和元年（2019年）11月に「ビワイチ」のナショナルサイクルルート指定を受け、今後のインバウンド需要も見越し、「ビワイチ発着地のまち、守山」を引き続きPRするとともに、サイクルトレインやサイクルクルーズ、漁船タクシーを利用した「プチビワイチ」、さらには琵琶湖を活用したサップやカヌーなどのアクティビティと組み合わせた長期滞在型のサイクルツーリズムを企画、情報発信を行います。



ビワイチなどサイクリングを楽しめるマップやチラシ

取組② サイクルコミュニティを形成する仕組みづくり

自転車利用者と地域を繋げることを目的に、関係団体との協働や、サイクルサポートステーション⁸を活用する中、「興味のある場所」、「修理等支援が得られる場所」等、サイクリストが望む情報を発信、さらには、自転車利用者の仲間づくりや、地域におけるサイクルコミュニティ形成に向けた仕組みづくりを行います。

取組③ 自転車ライフを楽しむための仕組みづくり

本市では、各種団体等と連携する中、自転車に興味を持ち、また、楽しむきっかけに繋がるよう、スポーツとしての自転車大会である「守山野洲川クリテリウム」、ファミリーが参加可能なレクリエーションとしての「モリイチ・スタンプラリー」など、多くの自転車関連イベントを開催しています。

今後は、地域の理解と協力、また各イベント主催者の協力も得て、市内の文化財や食等地域資源・魅力を活用した市内周遊イベントや、琵琶湖岸、地球市民の森周辺、野洲川沿い等、自然豊かなロケーションを舞台とする自転車関連イベントの開催等、より一層、市民や来訪者が自転車を楽しむ機会を計画していきます。



守山野洲川クリテリウムの開催
(一般社団法人滋賀県自転車競技連盟主催)



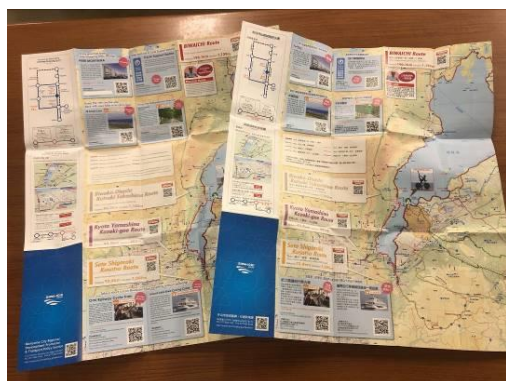
モリイチ・スタンプラリーの開催
(びわ湖守山・自転車新文化推進協議会主催)

取組④ サイクリスト受入れ環境の充実

令和元年(2019年)11月に「ピワイチ」が、ナショナルサイクルルートに指定されたことを受け、今後は、国内はもとよりインバウンドの増加も見越し、国内他ルートとの連携に加え、自転車ルート案内の多言語対応や多言語コースマップなどの整備、また観光施設、宿泊施設等における「おもてなし」体制づくりを進め、国内外のサイクリストの受入環境を充実させていきます。

⁸ コンビニや道の駅、飲食店、ホテル等県内で展開されており、トイレや空気ポンプの貸出等サイクリストを支援する拠点。

また、湖岸に位置する観光施設や宿泊施設、商業施設等と連携を図り、琵琶湖大橋を始めとする湖岸地域の地域資源や魅力を広くPRするとともに、サイクリスト等の立ち寄りスポットの充実を図ります。



ビワイチ推奨コースマップ外国語版



ジャパングールデンルート形成
(愛媛県今治市・沖縄県名護市との連携)

重点項目

初心者等へのサポートガイドの育成
自転車で楽しめる観光スポット等の情報発信

(3) 本計画の関連指標

本計画を進めていくにあたり、関連する指標は以下のとおりである。

<数値目標>

項目	現状	目標	備考
日頃から意識的に運動やスポーツをしている人の割合	20～64 歳 (H23) 男性 46.8%、女性 33.9%	50% (H34)	健康 もりやま 21
	65～69 歳 (H28) ※中間値 男性 54.3%、女性 46.7%	65% (H34)	
市内の移動において徒歩・自転車・バス等で快適な移動ができる市民の割合	33.1% (R1)	50.0% (R7)	第5次守山市総合計画
年間の交通事故死者数	2.6 人 第9次守山市交通安全計画期間 (H23～27年度)の平均値	0 人	守山市交通安全計画
年間の交通事故発生件数	432.4 件 第9次守山市交通安全計画期間 (H23～27年度)の平均値	320 件以下	
サイクリングイベント参加人数	-	2,000 人/年 (R6)	守山市地方創生プラン (総合戦略)

3. 目標を実現するための具体的な取組



基本方針1 **健康・環境** 自転車ライフに繋がるきっかけづくり

取組	内容
日常における自転車利用の提案	低炭素化社会を実現するため、自動車から、より環境負荷の低い自転車利用への転換を推進する。
	生活習慣病予防の観点から、身近に楽しめるスポーツの一環として、自転車利用を推進する。
	自転車購入補助金制度の実施と新たなインセンティブ制度創出により、自動車から自転車通勤への転換を目指す。
一人ひとりのライフスタイルに合った自転車に触れる機会の創出	自転車の展示・試乗やレンタル等、自転車に直接触れる機会を広げることで、一人ひとりのライフスタイルに合った自転車を知るきっかけづくりを行う。
幼年期に親子で自転車に触れて体験できる場の創出	親子と一緒に自転車を体験・試乗するなど、親子が安全に自転車を利用し、楽しめるきっかけを作る。
	子ども達を対象とした自転車講習会を開催、修了証や記念品を授与する等、自転車に親しむきっかけづくりを行う。

基本方針2 **安全・安心** 自転車ライフを守る環境づくり

取組	内容
自転車損害賠償保険加入、ヘルメット等の防護具着用の推進、点検・整備の啓発	自転車損害賠償保険への加入と合わせ、ヘルメット等の安全防具の着用を推進する。
	安全に対する意識醸成を目的に、定期的な点検整備の必要性の周知や、TSマークの付帯促進を図る。
	自転車の購入や定期点検を通じて、自転車店と自転車ユーザーをつなぐ仕組みをつくる。

自転車の乗り方を練習できる環境整備	子ども達が、ルールやマナーを学び、正しい自転車の乗り方を学べる場を設定し、交通安全の意識啓発を実施する。
	大人が、改めて自転車利用のルールやマナーを学ぶ機会となる場を設定する。
盗難や迷惑行為に対する防犯意識の向上	防犯意識向上を図るための施錠啓発や、迷惑駐輪、放置自転車等のマナー違反等の防止啓発に努める。

基本方針3 **道路・交通整備** 自転車ライフを支える空間づくり

取組	内容
自転車走行空間の確保とサイン整備、自転車ルートのネットワーク化	安全・安心な移動確保を目的に、自転車道等の整備と合わせ、サイン表示等により他交通や歩行者との空間分離を行う。
	JR守山駅から琵琶湖岸へ繋がるルート等、既設計画との整合を図る中、自転車ルートのネットワーク化を目指す。
自転車利用者へのサポート機能をもつ施設の充実	各種団体とも連携し、観光目的や日常で自転車を利用する人をサポートする設備の整った施設の充実を目指す。
公共交通と自転車との連携強化	渋滞緩和策の一環として、自転車と公共交通の連携強化、また、公共交通の利用促進の観点から、自転車駐輪場（BTS）の増設を検討する。

基本方針4 **観光・地域経済の振興** 自転車ライフを楽しむ情報づくり

取組	内容
モデルコースの作成、各種情報発信、ガイドの育成	県と連携して、初心者等の自転車走行をサポートするガイドや、ツアーマネジメントができる人材を育成する。
	市内にある自然・文化・食等の地域資源を活かした、新たな観光スポットを発掘、定期的に情報発信を行う。

	「ビワイチ発着地のまち、守山」のPRと合わせ、漁船タクシー等を利用した「プチビワイチ」、また、長期滞在型のサイクルツーリズムを企画、情報発信を行う。
サイクルコミュニティを形成する仕組みづくり	自転車利用者の仲間づくりや、地域におけるサイクルコミュニティ形成に向けた仕組みづくりを行う。
自転車ライフを楽しむための仕組みづくり	市内の文化財や食等の地域資源・魅力を活用した市内周遊の自転車イベント等を開催する。
	琵琶湖岸、地球市民の森周辺、野洲川沿い等、自然豊かなロケーションを舞台にイベント等を開催する。
サイクリスト受入れ環境の充実	国内他ルートとの連携に加え、自転車ルート案内の多言語対応や、多言語コースマップの整備を行う。
	観光施設、宿泊施設における「おもてなし」体制づくりを進め、国内外のサイクリスト受入れ環境を充実させる。
	湖岸に位置する商業施設等とも連携し、湖岸地域の地域資源や魅力を広くPR、立ち寄りスポットの充実を図る。

4. 計画の推進について



(1) 施策推進の考え方

本計画に定めた基本方針を達成するため、市、市民、関連団体、企業がそれぞれの役割を担い、連携して施策の推進を図る必要があります。

そのため、幅広い分野にわたる自転車関連施策を相互に補完・連携させながら、効果的かつ効率的に本計画に基づく施策を推進します。

(2) 調査・研究、広報活動等

自転車の活用に関する各種データ等の把握に努め、今後の自転車施策の推進につなげます。

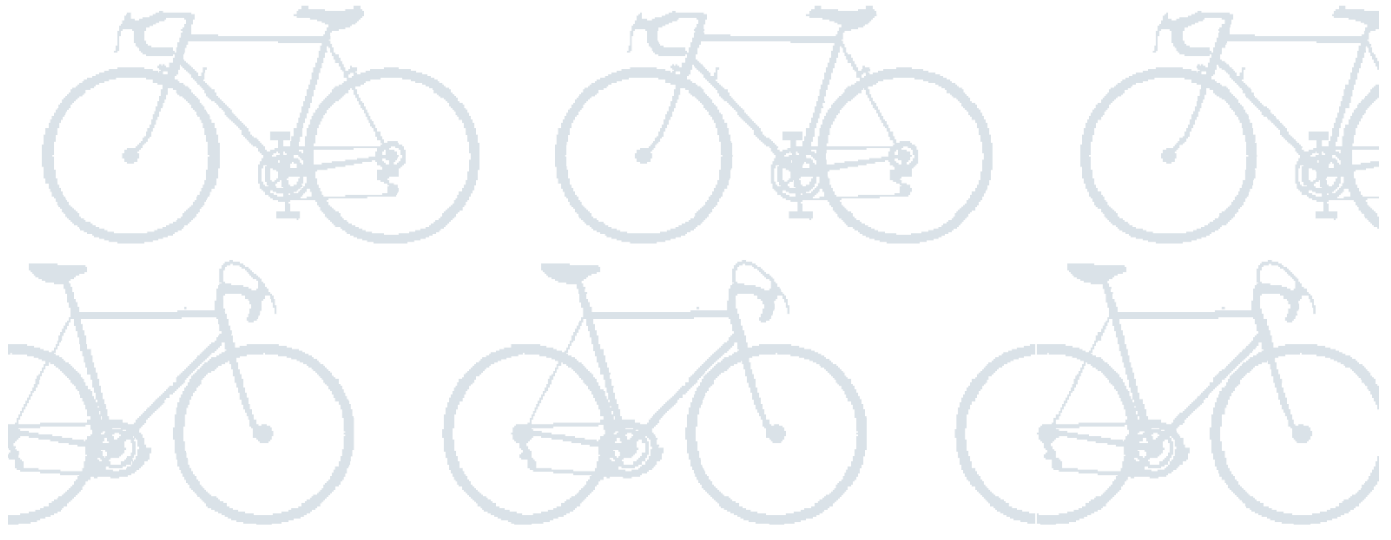
また、市民への情報発信を行い、自転車の活用について市民の理解と関心を深めるための広報活動を展開します。

(3) 財政上の取組

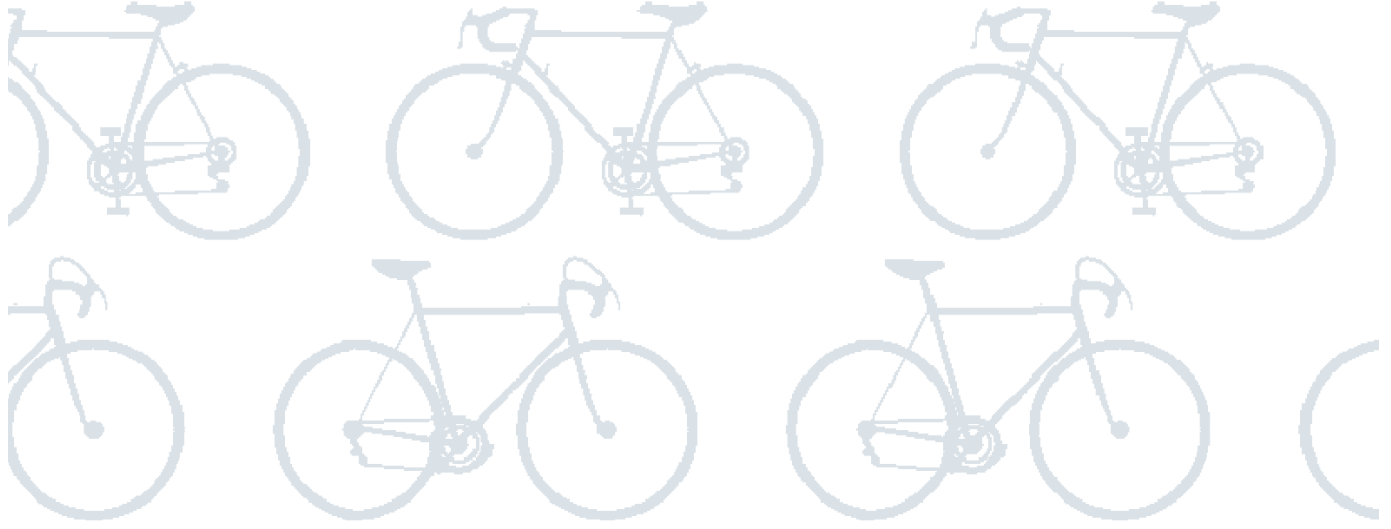
市は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の取組を講ずるよう努めるものとします。

5. 参考資料

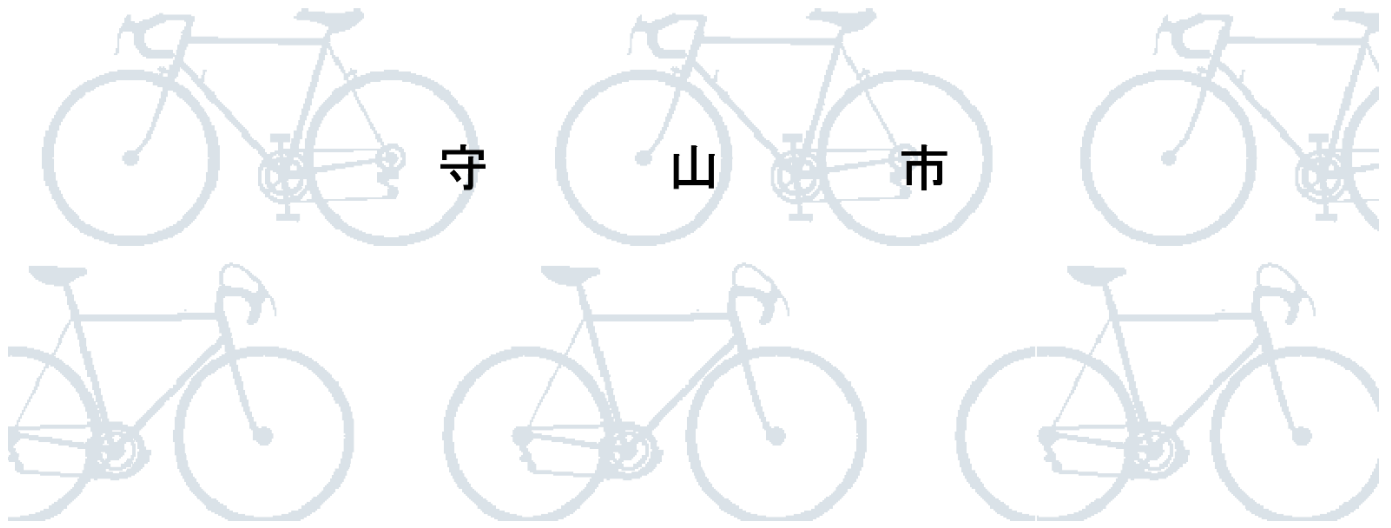




守山市自転車道路網計画



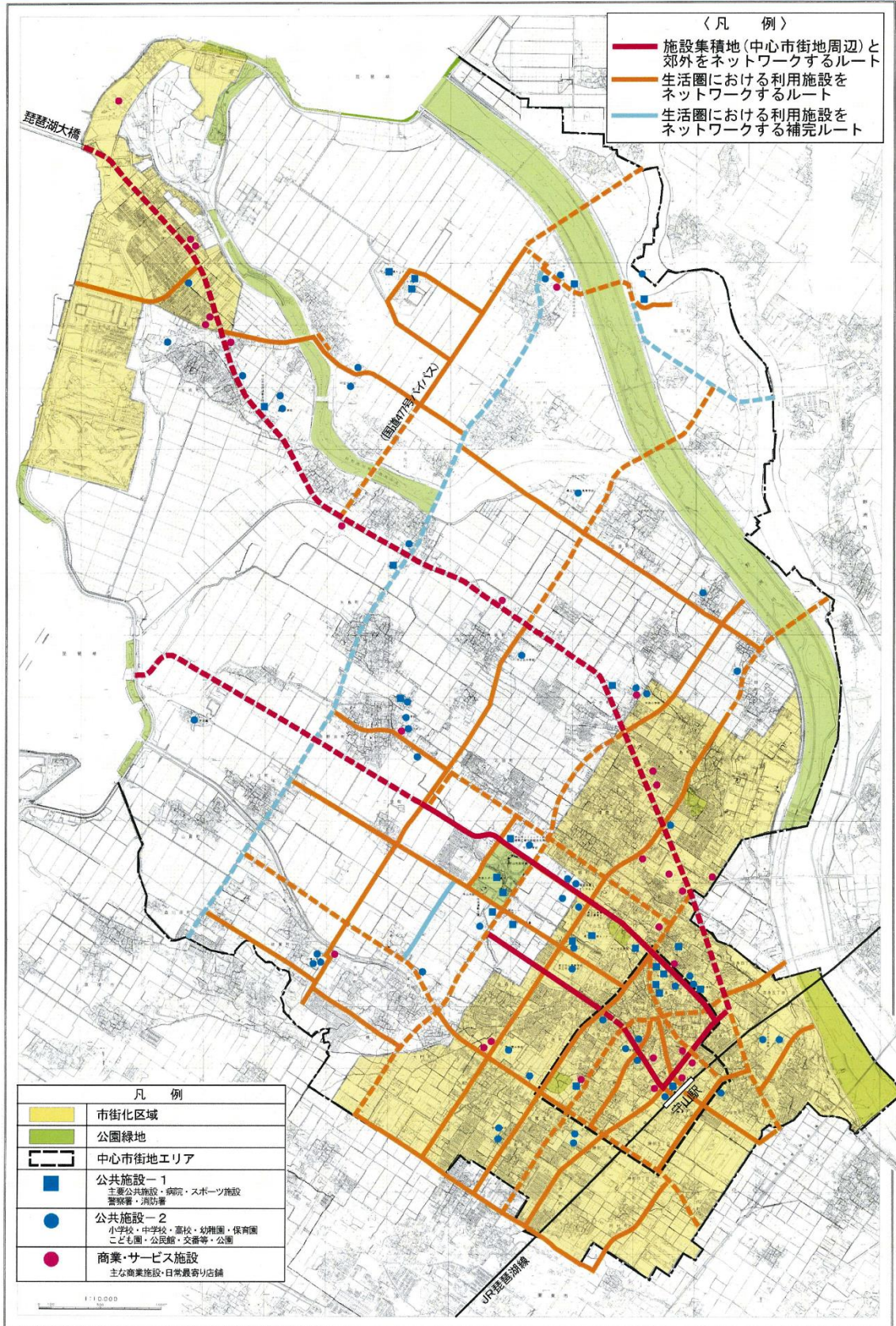
平成22年10月



《 守山市自転車道路網計画図 》

日常利用ルート

「日常利用」は「目的地への短時間経路を選択する」場合が一般的ですので、居住地域から主要施設までの短時間のルートで自転車利用頻度の高いと想定される道路区間を抽出しました。（「まちづくり市道整備計画」より再編）

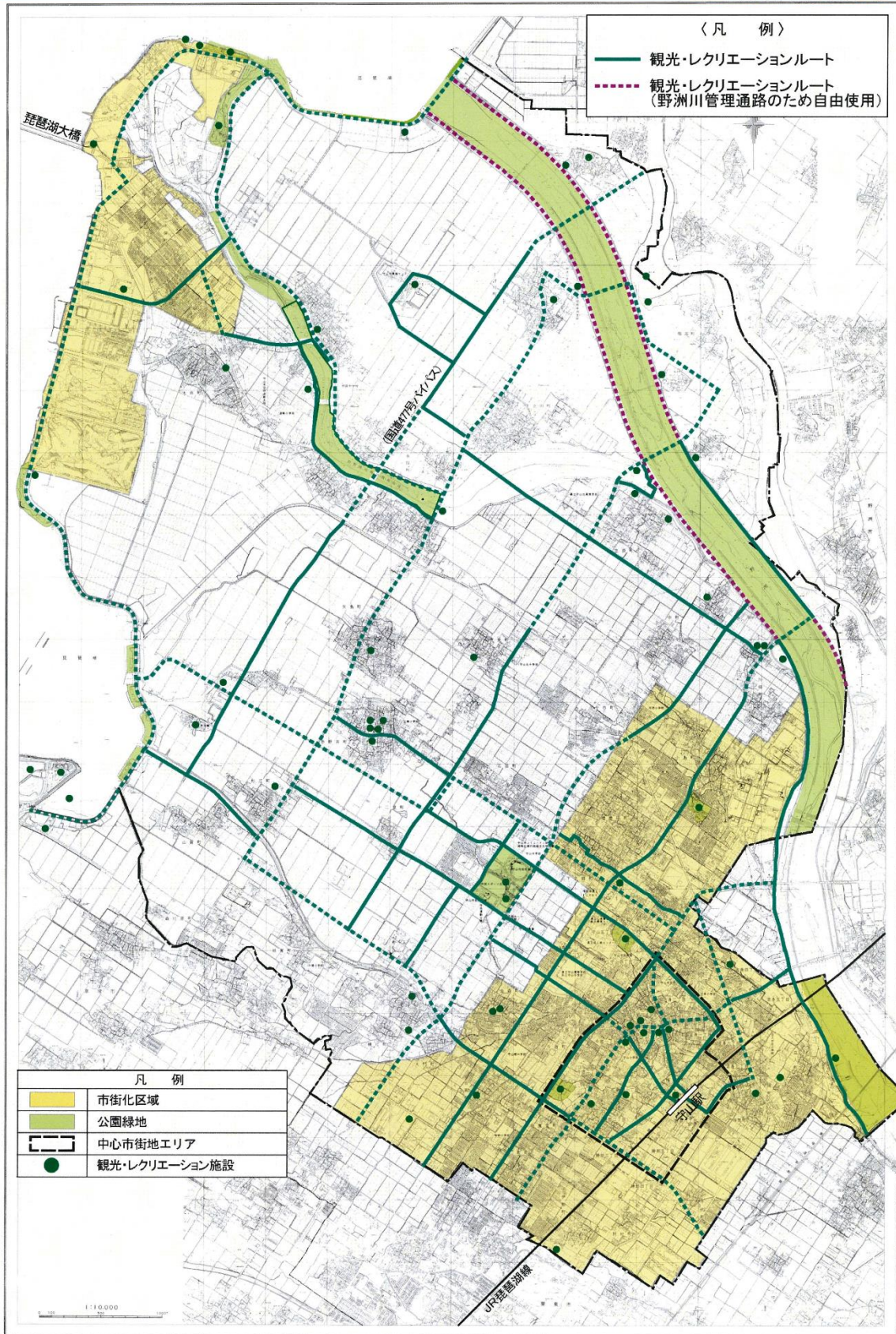


※破線(---)は、道路公社、県が管理する道路です。

《 守山市自転車道路網計画図 》

観光・レクリエーションルート

「観光・レクリエーション利用」は「短時間ルートでなくとも景観が優れている走りやすいルートを選択する」場合が多いので、沿道環境の優れた道路や観光施設を周遊できる路線として位置づけました。
 (「守山サイクリングマップ」参考)



※破線(---)は、国土交通省、道路公社、県が管理する道路です。

守山市緑の基本計画

令和2年10月



6. “みどり”のまちづくり モデル地区

6.2. モデル地区の選定

本市における“みどり”のまちづくり実現に向け、“みどりとみずべ”のシンボル軸と“みどり”つの環、“みどり”の拠点をモデル地区として緑化重点地区に設定し、施策の水平展開に向けた施策を試行します。



図 6-2 “みどり”のまちづくり モデル地区



守山市自転車活用推進計画

令和3年（2021年）3月策定

滋賀県守山市地域振興課

住所 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

電話 077-582-1165 FAX 077-583-5066

URL chiikishinko@city.moriyama.lg.jp